

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第75号

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第1条** 北海道立自然公園条例施行規則(昭和33年北海道規則第74号)の一部を次のように改正する。

第20条第60号中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に、「園地移動用施設」を「園内移動用施設」に改める。

(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。

第19条第9号キ中「」第4条第6項を「」第5条第6項に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 目 次

### 規 則

○北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則.....(自然環境課) 1

### 北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部

○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令...(知事政策部参事) 1

### 告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....(統計課) 2

○特定調達契約に係る入札の公告.....(統計課) 2

○家畜伝染病検査の命令.....(畜産振興課) 3

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....(農業支援課) 5

○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課) 6

○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課) 6

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 6

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 6

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 7

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 7

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課) 7

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の一部改正...(治山課) 7

### 支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 7

### 道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正..... 8

### 道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 9

## 規 則

## 北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部

### 北 海 道 北海道教育委員会訓令第1号 北海道警察本部

庁 中 一 般  
部 局

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年7月1日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ  
北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興  
北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令  
北海道経済・雇用対策推進本部設置規程(平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警

察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「経済部長」の次に「、経済部参事監」を、「農政部長」の次に「、農政部参事監」を加える。

別表中 「

農 政 部 長
---------

」を 「

経 済 部 参 事 監
農 政 部 長
農 政 部 参 事 監

」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第508号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

**1 資格及び調達をする特定役務の種類**

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成17年7月1日に一般競争入札の公告を行う平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットCM放送業務
- (2) 資 格 平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットCM放送業務に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットCM放送業務

**2 資格要件**

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)による。

**3 資格審査の申請の時期及び方法**

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年7月1日から8月10日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わな

なければならない。

- ア 提出先の名称 北海道企画振興部計画室統計課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、エ、オ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)による。

**北海道告示第509号**

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットCM放送業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成17年9月23日から10月2日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

平成17年北海道告示第508号に規定する平成17年国勢調査テレビ・ラジオスポットCM放送業務に関する資格を有すること。

**3 契約条項を示す場所**

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企画振興部計画室統計課

**4 入札執行の場所及び日時**

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 西棟4階4号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道企画振興部計画室統計課)
- (2) 入 札 日 時 平成17年8月22日(月)午前9時30分(送付による場合は、平成17年8月19日(金)までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

**5 入札保証金**

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

**6 入札説明書の交付に関する事項**

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。  
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の場所に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 そ の 他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道企画振興部計画室統計課  
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
 電話番号 011-231-4111 内線 23-675

9 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :  
 Radio and TV spot commercial of the 2005 Population Census  
 B . Bid tendering date and time :  
 9 : 30 A. M., August 22, 2005  
 C . Contact :  
 Statistics Division, Office of Planning, Department of Planning and Development,  
 Hokkaido Government Nishi 7-chome Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido,  
 060-8588, Japan.  
 Phone : 011-231-4111 Extension 23-675

北海道告示第510号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実 施 の 目 的 腐蛆病の発生予防のため  
 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日  
 実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

札幌市	平成17年8月15日から9月16日まで
江別市	同
千歳市	同
恵庭市	同
北広島市	同
石狩市	同
当別町	同
新篠津村	同
厚田村	同
浜益村	同
松前町	同 8月1日から9月30日まで
上磯町	同
大野町	同
七飯町	同
木古内町	同
鹿部町	同
森町	同
八雲町	同
長万部町	同
函館市	同
北檜山町	同 8月8日から9月16日まで
今金町	同
島牧村	同 8月1日から9月16日まで
寿都町	同
蘭越町	同
ニセコ町	同
留寿都村	同
喜茂別町	同
倶知安町	同
余市町	同
赤井川村	同
小樽市	同
栗沢町	同 8月15日から9月16日まで
南幌町	同
長沼町	同

夕張市	平成17年8月15日から9月16日まで	苫前町	同
美唄市	同	羽幌町	同
新十津川町	同	遠別町	同
滝川市	同	幌延町	同
芦別市	同	稚内市	同
歌志内市	同	猿払村	同
幌加内町	同	浜頓別町	同
深川市	同	中頓別町	同
旭川市	8月8日から9月16日まで	枝幸町	同
鷹栖町	同	歌登町	同
東神楽町	同	豊富町	同
当麻町	同	東藻琴村	同
比布町	同	女満別町	同
愛別町	同	美幌町	同
上川町	同	津別町	同
東川町	同	斜里町	同
美瑛町	同	清里町	同
士別市	同	小清水町	同
名寄市	同	端野町	同
和寒町	同	訓子府町	同
剣淵町	同	置戸町	同
朝日町	同	留辺蘂町	同
風連町	同	佐呂間町	同
下川町	同	常呂町	同
美深町	同	生田原町	同
音威子府村	同	遠軽町	同
中川町	同	丸瀬布町	同
富良野市	同	白滝村	同
上富良野町	同	上湧別町	同
中富良野町	同	湧別町	同
南富良野町	同	滝上町	同
占冠村	同	興部町	同
留萌市	8月15日から9月16日まで	西興部村	同
増毛町	同	雄武町	同
小平町	同	北見市	同

網走市	平成17年8月8日から9月16日まで	足寄町	同
紋別市	同	陸別町	同
豊浦町	7月19日から9月13日まで	浦幌町	同
洞爺村	同	帯広市	同
壮瞥町	同	釧路町	同
早来町	同	厚岸町	同
追分町	同	浜中町	同
厚真町	同	標茶町	同
鶴川町	同	弟子屈町	同
穂別町	同	阿寒町	同
伊達市	同	鶴居村	同
登別市	同	白糠町	同
苫小牧市	同	音別町	同
平取町	8月8日から9月9日まで	釧路市	同
門別町	同	根室市	8月1日から9月16日まで
新冠町	同	別海町	同
静内町	同	中標津町	同
三石町	同	標津町	同
浦河町	同	羅臼町	同
音更町	8月8日から9月16日まで		
士幌町	同	3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
上士幌町	同	実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群	
鹿追町	同	4 実施の方法	
新得町	同	(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。	
清水町	同	(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。	
中札内村	同		
芽室町	同	<b>北海道告示第511号</b>	
更別村	同	土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。	
忠類村	同	平成17年7月1日	
大樹町	同		
広尾町	同		
幕別町	同		
池田町	同		
豊頃町	同		
本別町	同		

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

**北海道告示第511号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
渡島平野土地改良区	姫川頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	七飯頭首工	同
同	一本木頭首工	同

渡島平野土地改良区 追分頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。  
 同 大野川頭首工 同  
 同 長万川頭首工 同

北海道告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年7月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
川東	経営体育成基盤整備(客土、暗きよ、区画整理)	北海道胆振支庁
つくも南	同 (区画整理、農業用排水、暗きよ、農地保全)	北海道上川支庁

北海道告示第513号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 赤平市幌岡町377の2地先・454の2地先・465・467・551(以上2筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)、379の1、454の1から454の3まで、459、461から464まで、466、468、469の1、470の1、471

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所

沙流郡日高町字千栄1130(国有林。次の図に示す部分に限る。)・1124(国有林)、341地先・341・342の4・342の5・1128・1129(以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。)、340の2、342の3、959、1125

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第515号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒畠720の4、721の4、721の5、722の2

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

### 北海道告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第517号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 中川郡本別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡大成町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第519号

平成17年北海道告示第463号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

第5項を削る。

## 支 庁 告 示

### 北海道後志支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月1日

北海道後志支庁長 伊 東 和 紀

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付）2台

交換契約により除雪トラック2台（10t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W付）を当該契約の相手方から調達する。

イ ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級） 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台（80PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（1.3m・700t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限日 ア 平成17年12月12日

イ 同 11月11日

(4) 納入場所

ア 小樽土木現業所蘭越出張所 2 台  
 イ 小樽土木現業所余市出張所 1 台

2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。  
 (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。  
 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査  
 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
 ア 申請の時期 平成17年7月1日から8月1日まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号  
 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課  
 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時  
 (1) 入札場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室(送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課)  
 (2) 入札日時 平成17年8月11日 午後1時30分(送付による場合は、平成17年8月10日必着)  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量400gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、4の場所に申し込むこと。

8 落札者の決定方法  
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)のイ、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。  
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課  
 (2) 所在地 郵便番号 047-8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号  
 電話番号 0134-25-2195 内線 228

10 Summary  
 A . Nature and quantity of the products to be procured :  
 (a) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 2  
 (b) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1  
 B . Date and time for tender: 1 : 30, P. M., August 11, 2005  
 C . Contact point of notice: General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan.  
 Phone : 0134-25-2195 Extension 228

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第8号

平成17年北海道教育庁後志教育局告示第7号(特定役務調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

北海道後志教育局長 中江 修

8の事項及び9の事項を次のように改める。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- (1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136-22-1111 内線 3117

平成17年6月21日（第1682号）  
北海道十勝支庁告示第21号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
52	右	29
誤	平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ	
正	平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア	

## 道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

### 北海道公安委員会規則第8号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の表39号の項中「網走郡美幌町字瑞治57番2」を「網走郡女満別町字本郷404番11」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年7月3日から施行する。

正 誤

